

老人保健法が成立

二月からスタート



として、新たに老人保健法が制定され、昭和五八年二月一日から施行されることになりました。

老人保健は、二つの事業を行います。一つは七〇歳（寝たきりの状態の人は六五歳）以上のおとしよりを対象に行う医療であり、もう一つは四〇歳以上の人を対象に行う保健事業であります。その概要は次のとおりです。

1. 医療

現在、どのような医療保険（国民健康保険、職場の健康保険、公務員の共済組合、船員保険、日雇健康保険）に、被保険者あるいは扶養親族として）加入している人はみんな、七〇歳（寝たきりの人は六五歳）を過ぎれば、医療については、いままでの医療保険から切り離され、老人保健でお医者さんにかかることとなります。そこで診療をうける場合、いままでとどう違うかをのべてみます。

- 一、窓口は市町村。老人保健では、老人の医療についての取扱いはすべて市町村で行うこととなります。
- 二、一部負担金を支払う。いままでは老人医療費支給制度により、老人の医療費は無料でしたが、これからは医療費の一部を自己負担することになります。

教育委員会 委員を選任

油谷町第四回議会定例会において、次のとおり教育委員会委員が選任されました。

長瀬 恭一（六一歳）
任期 昭和五八年一月一日から四年間

藤野 静（六〇歳）
任期 昭和五八年一月一日から昭和五八年九月末日

◎外来受診の場合。外来で診療をうける場合は、一つの医療機関（病院・診療所）に一カ月四〇〇円の一部負担金を、最初の診療の日に支払います。これは毎月支払うこととなります。

◎入院の場合。入院の場合は、一日三〇〇円の一部負担金を二カ月間支払います。（ただし、健康保険や共済組合の被保険者本人が入院した場合は五〇日間）

三、健康手帳と保険証を提示。いままでは診療をうける際、病院診療所の窓口へ「老人医療費受給者証」と「保険証」を提示しまし

たが、これからは市町村から交付された「健康手帳」と「保険証」を提示して診療をうけることとなります。

四、所得を問わない。いままでの老人医療費支給制度は、老人やその家族の所得が一定額以上あるときは対象となりませんでした。これからは所得に関係なく、すべての老人が老人保健で医療をうけることとなります。

○歳以上の人を対象に、予防から機能訓練まで一貫したきめ細かい健康管理を行うこととなります。事業の内容は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導となっています。以上、概略を述べましたが、詳細については、パンフレット等を配布し一層のご理解をいただくように（周知徹底を図る予定に）しております。

詳しくは、住民課福祉係及び保健衛生係へお尋ねください。

水道管の凍結にご注意を

気象庁の長期予報によると、一月中旬より寒さが厳しくなる様です。寒さに備え次の様な場所の水道管は特に嚴重な冬仕度をしてください。

水道管がむきだしになっていたり日陰に面し風当りが強いところ等の水道管には保温チューブや、なわなどを巻いて保護してください。以前凍って破損したことがある管には保温ヒーターを巻きつけておくと、より一層効果的です。

- 委託業者名
- 大浦 坂野伊勢治 四一〇三三四
 - 川尻 江原 三郎 四一〇四五三
 - 立石 宮川 実一 二一二二五四
 - 久津 黒瀬 勝治 四一〇〇二二
 - 小田 山本 徳治 二一二一四三
 - 大島 多賀 真衛 二一〇二九八
 - 水岬 中嶋 実美 四一〇二九六
 - 東大坊沖田 実 二一〇三三四

寒波がくるぞ

